

任意継続被保険者のしおり

任意継続とは…

再就職先が決まるまでの生活を保護するための制度です。

健康保険では、退職すると自動的に被保険者の資格を失いますが、退職の日まで被保険者期間が2ヶ月以上ある場合は、退職後も任意継続被保険者として、引き続き保険給付を受けたり、保健事業を利用することができます。

1. 資格期間

任意継続資格取得日から2年間

被保険者期間は、2年間保証されています。ただし、下記「2. 資格喪失」の要件に該当した場合は、途中で資格喪失をします。

※ 資格取得日以降、初めて納付すべき保険料を納入期限までに納入しなかった場合は、任意継続被保険者とならなかったものとみなしますので、ご注意ください。

2. 資格喪失

次の要件にあてはまるときは、任意継続をやめることが可能となります。

①～③に該当したときはその翌日、④に該当したときは申し出が受理された日の属する月の翌月1日、⑤～⑦に該当したときはその日から資格を喪失します。

①任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき

②死亡したとき、任意継続被保険者が資格喪失を申し出たとき

③保険料を納入期限までに納入しなかったとき

天災地変、交通・通信関係のスト等のような場合以外は継続を認められません。

④任意継続被保険者が資格喪失を申し出たとき

⑤適用事業所に使用され被保険者になったとき

⑥船員保険の被保険者になったとき

⑦後期高齢者の医療の被保険者になったとき

※ 以上の事由に該当したときは手続きがありますので、必ず健保組合にご連絡ください。また、資格喪失日以降、保険証は使えませんので早急にご返送ください。

3. 保険料額

全額本人負担

今までは会社と折半していましたが、これからは全額本人負担です。ただし、保険料の計算に使う標準報酬月額、次のいずれか低い方に決定します。

①退職時の標準報酬月額

②全被保険者の平均標準報酬月額（毎年4月1日に改定）

4. 保険料納入

口座振込となります。

毎月1日～10日までにお振込みください（別紙「お知らせ」参照）。なお、10日が休日の場合は、翌営業日が納入期限です。

また、お手数ですが、お振込みの際は振込人名の前に被保険者証の番号の入力（記入）をお願いいたします。インターネットバンキングなどで振込人名の変更ができない場合には、お名前だけで結構です。

<注意>・保険料を前月の終わりに振込まないようにお願いします。

- ・申請書に記載された口座は、健保組合からの給付金振込先になります。その口座からの自動引き落としではありませんのでご注意ください。
- ・金融機関での振込明細書をもって領収書にかえさせていただきます。

【保険料の前納制度】

ご希望により保険料を前納できます（割引有）。前納できる期間は、次のとおりです。

- ①4月分から9月分まで、または10月分から翌年3月分までの6ヵ月ずつの前納
- ②4月分から翌年3月分までの12ヵ月分の前納

ただし、前納期間の途中で任意継続の資格を取得した場合は、資格取得月の翌月以降9月または翌年3月までの期間の保険料を前納することができます。

5. 保険料の還付

資格喪失月以降の保険料は還付

喪失月以降の保険料を納入したあと資格を喪失することとなった場合は、保険料を払戻しいたします。※就職、後期高齢者医療制度に加入、資格喪失を申し出たとき、死亡以外の理由による保険料の還付はございません。

6. 保険証の発行 **※初回保険料の納入確認後に発行**

保険証は、初回保険料の納入が確認できた日に速達でお送りしています。別紙「お知らせ」にて保険料額や振込先をご確認のうえ、早めに納入してください。

7. その他

高校生・大学生・父母などを引き続き被扶養者とする場合、あらためて被扶養者資格の確認をいたします。確認書類の提出にご協力ください。

◎ 任意継続被保険者資格取得後、次のような場合は、すみやかにご連絡ください。

1. 就職先が加入する健康保険等の被保険者となったとき
(保険料に関係するため、**就職が決まったら、必ずその時点でご連絡ください。**)
2. 任意継続被保険者の資格喪失をしたいとき
3. マイナンバーが変わったとき
4. 住所・氏名等が変わったとき
5. 保険証をなくしたとき
6. 被扶養者が扶養から外れるとき
7. その他、変更事項が発生したとき